

富士山における適正利用推進協議会規約

令和8年3月25日改定

(名称)

第1条

本会は、「富士山における適正利用推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、富士山の適正利用に係る関係者で情報を共有し、必要な事業について協議を行うことで連携した施策の推進を図ることにより、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発に資するとともに、富士山における自然環境の保全、良好な風致景観の確保及び形成に寄与することを目的とする。

(範囲)

第3条

前条の目的に鑑み、以下を対象範囲とする。

- (1) 5合目（各車道の終点）以上の歩道、山小屋等の施設を含む全域。
- (2) 山麓から5合目に至る主要な歩道。
- (3) 5合目に至る主要な車道と園地等。

(協議事項)

第4条

協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項の実施について協議又は情報交換をする。

- (1) 富士山の利用者に提供する情報の内容、周知方法に関すること。
- (2) 富士山に整備される標識類の配置、デザイン等の方針に関すること。
- (3) 富士登山における安全確保のためのガイドラインの策定及び普及等による富士登山における適正利用に関すること。
- (4) 国立公園の適正利用の推進のために必要な富士登山に関する調査・モニタリングに関すること。
- (5) その他、構成機関間の連携協力及び役割分担等、本協議会の目的を達成するために必要なこと。

なお、(2)でいう標識類とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、若しくは設置、又は掲出される案内標識（道標、地図案内標識等）、注意標識、自然等解説板、商用看板（山小屋、売店などにおいて商用に設置されるもの）など全ての標識、看板類、はり紙等をいう。（屋外広告物法第2条にいう「屋外広告物」に該当。）ただし、法令により規格等が規定されている標識（道路交通法等法令に基づいて設置される道路標識等）は除く。

(構成)

第5条

協議会は、別表に掲げる各構成機関の代表者をもって構成員とする。

- 2 協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、総会においてこれを定める。任期は総会

- における決定の日から2年として、再任は妨げない。ただし、役職により就任した議長がその職を離れたときは、その後任者が就任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 構成員たる各構成機関の代表者は協議会の議長に通知することにより、代理者を協議会に参加させることができる。
 - 4 議長は、総会における合意を経て、必要に応じて構成員を追加することができる。

(検討部会)

第6条

協議会を補佐し、個別課題について詳細な検討を行うことにより協議を円滑に進めるため、協議会で必要があると認める場合に、検討部会を設置する。

- 2 検討部会は構成機関に所属する者で構成し、部会長は協議会の議長が指名する。
- 3 議長は、必要に応じて構成員以外の参加を要請することができる。
- 4 検討部会における検討状況は協議会に報告する。

(専門委員)

第7条

協議会には、富士山の環境保全や利用等について専門的知見を有する者として専門委員を置く。専門委員の任期は総会における決定の日から2年として、再任は妨げない。

- 2 議長は、必要に応じて専門委員を協議会又は検討部会に出席させ、意見を聞くことができる。

(総会等)

第8条

総会は、必要に応じて議長が招集する。総会は構成員の三分の二以上の出席で成立する。総会における議決は協議会の決定とする。

- 2 議決は、原則として、総会に出席した構成員によるコンセンサス方式、又は、書面による協議方式とする。
- 3 総会を欠席する者は、予定されている議事についての意見をあらかじめ文書で議長に送付し、委任することが出来る。
- 4 書面による協議方式で総会を開催する場合は、予定されている議事についての意見を期限内に書面で提出した構成員を、総会の出席者と見なす。
- 5 議長は、必要に応じて、構成員以外の者をオブザーバーとして総会に参加させることができる。

(事務局)

第9条

協議会に関する事務は、環境省、山梨県及び静岡県が共同して実施する。事務局は、環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所内に置く。

- 2 環境省、山梨県及び静岡県は、事務局会議を開催することができる。
- 3 事務局会議には、必要に応じ、構成員及び構成員以外の者の担当者を参加させることができる。

(附則)

この規約は、平成21年3月9日から施行する。

この規約は、平成23年2月7日から施行する。
この規約は、平成27年3月17日から施行する。
この規約は、平成28年11月25日から施行する。
この規約は、平成29年11月13日から施行する。
この規約は、平成30年3月14日から施行する。
この規約は、平成31年3月15日から施行する。
この規約は、令和2年3月17日から施行する。
この規約は、令和3年3月12日から施行する。
この規約は、令和5年3月2日から施行する。
この規約は、令和6年3月28日から施行する。
この規約は、令和8年3月25日から施行する。

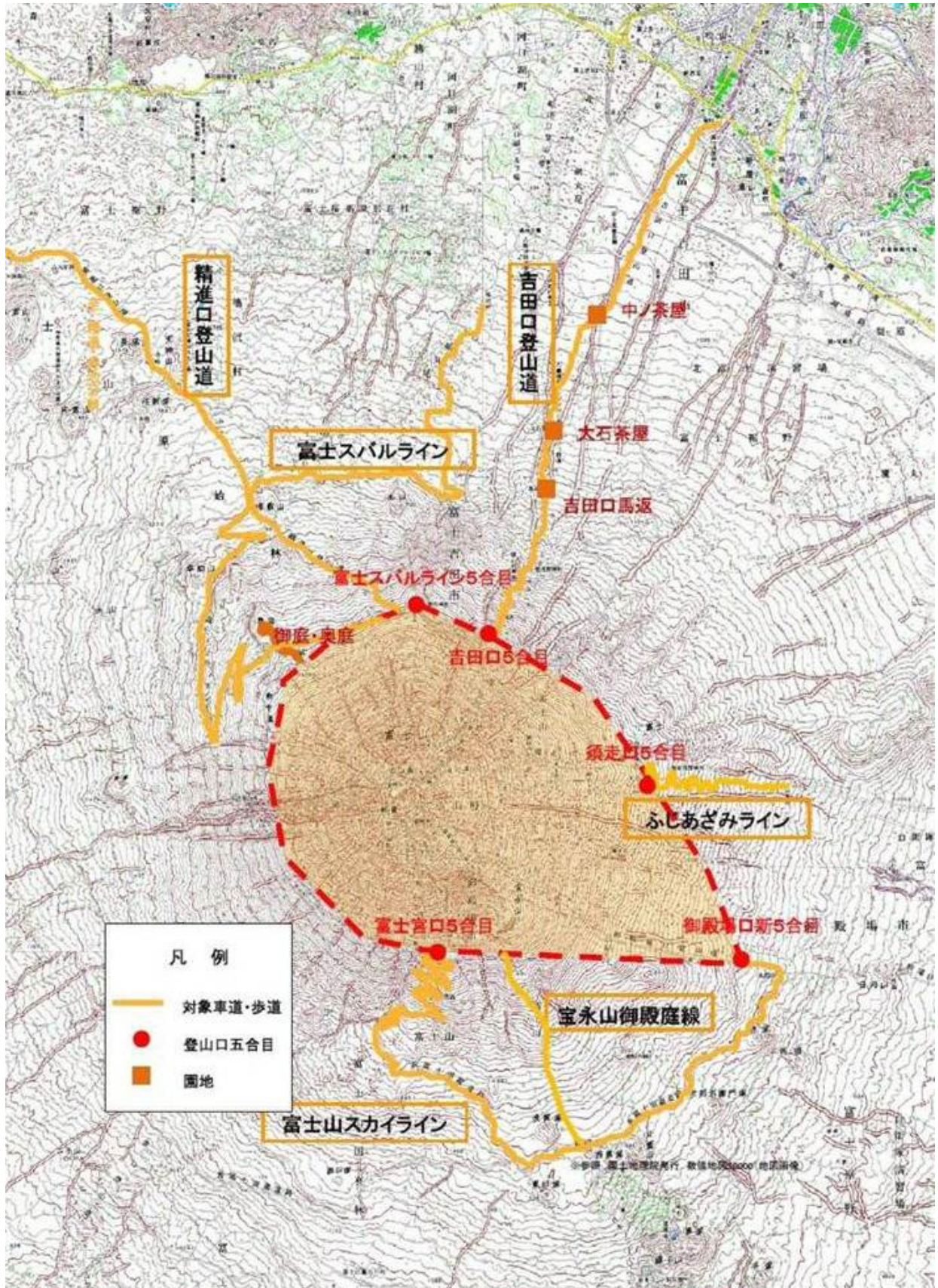


図 対象範囲

別紙) 構成機関及び構成員

文化庁文化資源活用課	文化資源活用課長
林野庁関東森林管理局	計画保全部保全課長
国土交通省関東運輸局	観光部長
国土交通省中部地方整備局	企画部技術企画官
国土交通省中部地方整備局	富士砂防事務所長
国土交通省中部運輸局	観光部長
環境省関東地方環境事務所	次長
防衛省陸上自衛隊富士学校	管理部演習場管理課長
山梨県	観光文化・スポーツ部長
山梨県県土整備部	県土整備部長
山梨県林政部	林政部長
山梨県防災局	防災局長
山梨県警察本部	生活安全部長
山梨県富士山科学研究所	所長
富士五湖消防本部	消防長
富士吉田市	経済環境部長
富士河口湖町	富士河口湖町長
鳴沢村	鳴沢村長
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	組合長
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合	組合長
山梨県道路公社	理事長
静岡県暮らし・環境部	暮らし・環境部長
静岡県危機管理部	危機管理監兼危機管理部長
静岡県スポーツ・文化観光部	スポーツ・文化観光部長
静岡県交通基盤部	交通基盤部長
静岡県警察本部	地域部長
富士宮市	産業振興部長
御殿場市	企画戦略部長
小山町	経済産業部長
富士市	産業交流部長
裾野市	産業部長
富士山本宮浅間大社	宮司
富士山奥宮境内地組合	組合長
富士五湖観光連盟	会長
富士山吉田口旅館組合	組合長
富士山五合目観光協会	会長
表富士宮口登山組合	組合長
御殿場口山内組合	組合長
須走口山内組合	組合長
山梨県山岳連盟	会長
(一社) 静岡県山岳・スポーツライミング連盟	会長
富士急行株式会社	取締役社長

オブザーバー

防衛省南関東防衛局	企画部地方調整課環境対策室長
防衛省陸上自衛隊北富士駐屯地	業務隊長